

新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問主意書

提出者
松原
仁

新型コロナウイルス感染症に関連した風評被害への補償に関する質問主意書

三月二日、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の検討結果として、「一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されています。具体的には、ライブハウス、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント等です。」との見解が厚生労働省のホームページに開示され、各種メディアで大きく報道されている。

新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するためには、政府としてあらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小化するための措置を講じるべきであり、政府、専門家会議、関係各位の、国民の生命と健康を守る決意については意を同じくするものである。

しかしながら、感染拡大における患者集団（クラスター）が発生する可能性のある場所として「屋形船」、「雀荘」などの具体名が指摘されると、当然、このような場所への立ち入りを避けるようになり、その業態が忌避され、利用者の減少が感染症拡大収束後も長く続くことは想像に難くない。その結果、これらの業界についてはその経営的ダメージは甚大で、しかも長期に亘るであろう。

そこで、次のとおり質問する。

一 政府として、このような新型コロナウイルス感染症対策上不可避免的に発生してしまう風評被害とも言える、消費者・利用者が長期間に亘って過剰に利用を敬遠することから生じる営業被害を被る企業に対して、具体的補償を行うことを検討するか。

二 前記一の質問において具体的補償を行う必要がないと判断する場合、その根拠は如何。
右質問する。